

令和4年度さいたま市指扇土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

令和4年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ732,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月1日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		548
	1 負担金	548
2 使用料及び手数料		5
	1 使用料	2
	2 手数料	3
3 国庫支出金		183,000
	1 国庫補助金	183,000
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 事業収入		1
	1 事業収入	1
6 繰入金		353,943
	1 一般会計繰入金	353,943
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		1
	1 雑入	1
9 市債		194,500
	1 市債	194,500
歳入	合計	732,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		604,264
	1 事業費	604,264
2 公債費		127,049
	1 公債費	127,049
3 予備費		687
	1 予備費	687
歳 出 合 計		732,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
指 土地区画整理事業 扇	194,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。